別表２

|  |  |
| --- | --- |
| 部会名 | 重大な事故の定義 |
| 道路・河川部会 | 本市に瑕疵があり、次のいずれかに該当する事象を「重大な事故」と定義する。  ①　事故により、本市職員以外の方が死亡または入院された事象が発生した場合  ②　本市の法令違反（道路交通法違反）により事象が発生した場合  ③　幹線道路（国道、府道、主要市道）等での通行止め若しくは渡船運航中止等の運航障害を発生させ市民生活に多大な影響を及ぼす事象、または及ぼし得る事象が発生した場合  ④　鉄道、軌道等公共交通の運行に遅延、運休を生じさせ、市民生活に多大な影響を及ぼす事象、または及ぼし得る事象が発生した場合  ⑤　事故によりガス漏れ、停電、断水等ライフラインを損傷させ、市民生活に多大な影響を及ぼす事象、または及ぼし得る事象が発生した場合 |

|  |  |
| --- | --- |
| 公園部会 |  |
| 渡船部会 | ①　渡船運航に起因した船舶の衝突、乗揚げ、火災、浸水等の発生により、乗客が死亡、行方不明、負傷、または職員が死亡、行方不 明になる事象が発生した場合  　ただし、渡船運航（船舶）に起因した事象以外の事故等は、道路・河川部会で取り扱うものとする。 |
| 下水道部会 | 本市に瑕疵があり、次のいずれかに該当する事象を「重大な事故」と定義する。  ①　事故により、本市職員以外の方が死亡または入院された事象が発生した場合  ②　本市の法令違反（道路交通法違反）により事象が発生した場合  ③　幹線道路（国道、府道、主要市道）等での通行止め若しくは渡船運航中止等の運航障害を発生させ、市民生活に多大な影響を及ぼす事象、または及ぼし得る事象が発生した場合  ④　鉄道、軌道等公共交通の運行に遅延、運休を生じさせ、市民生活に多大な影響を及ぼす事象、または及ぼし得る事象が発正した場合  ⑤　事故によりガス漏れ、停電、断水等ライフラインを損傷させ、市民生活に多大な影響を及ぼす事象、または及ぼし得る事象が発生した場合  ⑥　管きょ、ポンプ場、下水処理場などの下水処理施設に損害や機能阻害、水質事故などを生じさせ、周辺環境や市民生活に多大な影響を及ぼす事象、または及ぼし得る事象が発生した場合 |